

病児・病後児保育事業ご利用の皆様へ

病児・病後児保育事業施設利用料の免除制度のお知らせ

病児・病後児保育事業施設利用料(2,000円 / 日、1,000 円 / 半日)が、市町村民税非課税世帯または生活保護世帯の利用の場合、免除されます。

■ 制度の概要

対象者：生活保護世帯または市町村民税非課税世帯

内 容：施設利用料の免除 2,000 / 1日、1,000 円 / 半日
(おやつ代ほか実費、診療に要した費用は免除対象外です。)

期 間：7月1日から翌年6月30日(申請は年度ごとに必要です。)

■ 手続きの方法

①病児・病後児保育事業施設利用料免除資格確認依頼書の提出

病児・病後児保育事業施設利用料免除資格確認依頼書(以下「免除資格確認依頼書」)は、病児・病後児保育事業実施施設(かるがものへや・そうさん保育室)または佐賀市教育委員会こども課に提出をしてください。

児童の父母のほか同居する扶養義務者(生計の主宰者)の1月1日の住所が佐賀市以外の方は、対象者の課税証明書(非課税)を添えて提出をしてください。

②免除資格の確認

提出された免除資格確認依頼書は、佐賀市が資格の確認を行います。

資格の確認は、当該年度の市町村民税(4月から6月の利用は前年度の市町村民税)の課税状況によりおこないます。資格確認の対象となる保護者は、児童の父母のほか同居する扶養義務者(生計の主宰者であるとき)です。

③病児・病後児保育事業施設の利用

資格確認により該当となった場合、資格確認依頼書提出日から直近の6月30日まで施設利用料が免除されます。事業利用時には「**病児・病後児保育利用料免除資格確認通知**」の提示が必要です。

※事業利用と同時に資格確認依頼書を提出した場合は、確認までの期間利用料の支払いをお願いします。該当する場合は後日施設より払い戻されますので領収書等は保管をしてください。

【問い合わせ】佐賀市教育委員会 こども課
TEL 0952-40-7285